

災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

平成27年9月9日、大雨による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、茨城労働局では、雇用保険の失業給付の支給に関して、以下の特別措置を設けました。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、大雨の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

【災害救助法適用時における支援策について】

○災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1. 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2. 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町(注①)に所在する事業所に雇用される方(注②)で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業(注③)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注①: 現在、災害救助法の適用を受けた市町は、古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町です。)

(注②: 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

(注③: 災害により直接被害を受け休業した方が対象となります。)

3. 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

<問い合わせ先>

この制度内容や手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは茨城労働局職業安定課にお問い合わせください。

茨城労働局職業安定課

TEL 029-224-6218